

## 問 11 「町会員の個人情報の取り扱いに、どのような注意が必要ですか」

私どもの町会は、会員相互の連絡用として、毎年会員の住所、氏名、電話番号、勤務先等を記載した会員名簿を作成し会員に配付しています。町会員の個人情報の取り扱いについて、どのような注意を必要としますか。

答 「町会の会員名簿を作成するために、個人情報を利用し、町会の各会員に配付することを会員に周知して、会員の同意を得ておく必要があります」

個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という）は、個人情報の保護に関する基本的な事項と、個人情報を取り扱う事業者の義務を定めています。

個人情報保護法では、5千人を超える個人情報を業務に利用している者を「個人情報取扱事業者」と位置づけていましたが、平成29年5月30日から人数の要件がなくなり、町会も「個人情報取扱事業者」と位置づけられることとなりました。具体的には、次のような義務が設けられています。

- ①あらかじめ利用目的をできる限り特定し、利用目的の達成に必要な範囲内だけで個人情報を取り扱う。
- ②個人情報は、適正な方法で取得し、取得時に利用目的を通知し、又は公表する。
- ③個人情報を正確かつ、最新の内容に保つよう努め、安全管理措置を講じ、従業者及び委託先を監督する。
- ④本人の同意なく、第三者に個人情報を提供しない。
- ⑤利用目的を本人の知り得る状態に置き、本人の求めに応じて個人情報の開示、訂正又は利用停止を行う。

⑥苦情があったときは，適切な処理に努める。

## ◎会員名簿作成上の留意点

①個人情報を収集するに当たり，会員間の信頼の確保や不安の解消のためにも基礎的なルールを定め，合意形成を相互に図っておくことが重要です。

また，合意されたルールは会則や規約等において明文化することにより，個人情報保護の実効性が高まるとともに，責任者等が交代した場合であっても個人情報に配慮した画一的な処理が可能になります。

具体的なルールには（ア）作成の目的（災害時の安否確認，会員間の親睦など），（イ）配付先，（ウ）管理方法（責任者・副責任者の選定，収集した情報の保管場所など），（エ）必要となる個人情報の収集方法（収集責任者は誰か，口頭若しくは書面又は電子メールのいずれにより収集するのか，収集する範囲は家族全員か世帯主だけか），（オ）個人情報の保存年限，（カ）不要となった個人情報の返却，廃棄，削除に関する定め などがああります。

なお，定められたルールは，少なくとも年に1回は全会員に周知することが大切です。

②会員名簿に記載する事項については，名簿が果たす役目に応じてその範囲を十分に検討する必要があります。町会事務局としてある程度の範囲の情報を把握しておくことが必要な場合もあると考えられますが，会員相互の連絡のための配付用の名簿であれば，必要最小限の情報だけで十分な場合もあると考えられます。

③個人情報の名簿への記載を希望しない方については，申出者から町会事務局へ個別に連絡をするよう依頼するとともに，災害発生時や緊急時などにおいて必要となる連絡手段について代替手段の要望を確認しておくことも重要です。

④既に町会が保有している個人情報を利用し，会員名簿を作成する場合は，町会だよりや連絡文書で会員に周知し，名簿への記載を希望しない方は，個別に町会事務局に連絡してもらうようにすればよいと考えます。

⑤名簿を会員以外の第三者（業者等）に提供することが予想される場合は，提供の必要性を十分検討し，第三者へ提供する場合があることを事前に会員に周知し，同意を得ておく必要があります。

⑥会員名簿自体に「会員相互の連絡の用途以外には使用しないでくだ

さい」という注意書きを加えることは、会員の方の個人情報の保護に有効です。

- ⑦同意に基づく第三者へ情報を提供を実施した場合であっても、会員へは速やかな周知（誰に提供したか、どんな目的で提供したのか）を行うことが、信頼関係の維持のためにも重要です。

※個人情報保護法の改正に合わせて、柏ビレジ自治会では、以下のとおり個人情報の取扱方法を文書で決めました。

柏ビレジ自治会では、個人情報の利用目的を特定し、個人情報をあらかじめ同意なく第三者へ提供しないことを定めていますので、参考にしてください。

#### 【問い合わせ先】

◎行政課 TEL：7167-1112

※個人情報保護法に関する御質問や疑問点については、個人情報保護委員会の下記窓口にご相談ください。

個人情報保護法質問ダイヤル

03-6457-9849

受付時間 土日祝日及び年末年始を除く 9:30~17:30

#### 【参考】

### 柏ビレジ自治会個人情報取扱方法

(目的)

第1条 自治会が保有する個人情報の適正な取り扱いを定め、個人の権利・利益を保護することにより、事業の円滑な運営を図る。

(責務)

第2条 自治会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、自治会活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(周知)

第3条 個人情報取扱方法は、総会資料に添付及び毎年1回回覧により会員に周知する。

(個人情報の取得)

第4条 自治会は、会長に提出された「入会申込書」「退会届」「住所変更届」「名義変更届」受理により個人情報を取得するものとする。

2 入会申込書により会員から取得する個人情報は、氏名（家族、同居人を含む）、年齢（学年）、通学先、性別、住所、支部、街区番号、電話番号、住居区分、その他会員が同意する事項とする。

3 退会届により会員から取得する個人情報は、氏名、支部、街区番号、住所、転居先、電話番号、その他会員が同意する事項とする。

4 住所変更届により会員から取得する個人情報は、氏名、電話番号、移動日、新住所・旧住所の支部・街区、小学生の子供の有無、その他会員が同意する事項とする。

5 名義変更届により会員から取得する個人情報、変更前の世帯主氏名・届け人氏名、支部・街区・電話番号、変更後の世帯主及び同居家族の続柄・氏名・年齢、その他会員が同意する事項とする。

(利用)

第5条 自治会は、次に掲げる目的に応じ、それぞれ当該各号に定める個人情報を利用するものとする。

(1) 自治会員の名簿作成・配布・管理、冠婚葬祭報告、高齢者や要援護者・若い世代の支援活動、自治会規約第13条に定める委員会活動

氏名・性別・続柄(家族・同居人を含む)、住所・支部・街区番号、電話番号

(2) 自治会費の請求・運営・管理、回覧板等による情報伝達、ゴミネット補助申請

氏名(世帯主に限る)、住所・支部・街区番号、電話番号

(管理)

第6条 個人情報は会長又は総務部長が保管・管理するものとし、各種届書に依り取得した個人情報、それらの情報に基づき作成した個人情報管理台帳、並びに個人情報開示履歴を記録した台帳を適正に管理する。不要となった個人情報は、会長立会いのもと、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(提供)

第7条 自治会は、保有する個人情報について、次に掲げる場合を除き、あらかじめ会員の同意を得ないで第三者に提供しない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

2 自治会は、次に掲げる第三者に対し、それぞれ当該各号に定める個人情報を、あらかじめ会員の同意を得た上で提供する。

(1) 柏市柏ビレジ建築協定運営委員会、柏ビレジ第2・第3・第4建築協定運営委員会及び柏ビレジ花野井建築協定運営委員会が会費の請求、新築及び増改築の審査、その他の建築協定の運営を行う場合

氏名、住所・支部・街区番号、電話番号

(2) 柏ビレジ緑地協定代表委員会が剪定、除草の申し入れその他緑地協定の運営を行う場合

氏名、住所・支部・街区番号、電話番号

(3) 子ども会が活動する場合

小学生の子供の有無、年齢(学年)、性別、住所、支部、街区番号、電話番号

(4) 諸団体が活動する場合

自治会及び諸団体役員名簿

(5) 外部業者が会員の委任を受けて、建築協定・緑地協定の遵守対応の為、活動する場合  
建築協定委員長・緑地協定委員長の氏名、住所・支部・街区番号、電話番号